



平成30年5月20日

「健康増進法の一部を改正する法律案」

平成30年3月9日に提出された法案です。
 施行期日は公布後6ヶ月以内と1年6ヶ月以内で政令で定める日と2020年4月1日、
 法案可決後、2020年の東京オリンピック開催時には、全面適用されます。

「望まない受動喫煙をなくす」がポイントです。

法案の概要(抜粋)

1. 国及び地方公共団体の責務等

【基本的考え方】第1 「望まない受動喫煙」をなくす

第2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

第3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

・旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、適用除外とする。

・喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

・屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

・施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならないものとする。

・都道府県知事は、施設等の管理権原者等が違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

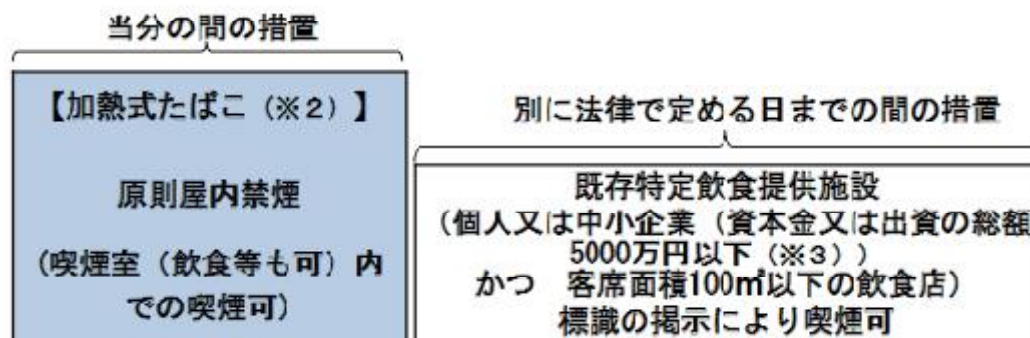
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 (※1))
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道 飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室 (喫煙のみ) 内 でのみ喫煙可)

※1
屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

経過措置

※2

たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。



※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。



← 全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れないマークです。

禁煙の場所がどんどん増加、たばこを吸わない人には朗報、喫煙者には過酷ですよネ
 さてさて、あなたの会社での対策は？